平成２２年（フ）第４号
愛媛県八幡浜市保内町須川205番地１
債務者　河野　敦子
１　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第７３２号
盛岡市上米内字赤坂28番地64
債務者　足利　京子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３３号
盛岡市東中野町１番12号　サンヒルズ中野Ｃ－１号
債務者　尾田志貴子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３５号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割506番地４　サン・コーポラス矢巾１―308
債務者　髙橋　　透
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８３７号
埼玉県飯能市大字岩沢582番地３
債務者　達村ゆかり
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５号
埼玉県川越市六軒町２丁目19番地25　アミティ六軒町201号室、前住所埼玉県川越市大字小室４番地17　坂巻方
債務者　平井　麻衣
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３３号
埼玉県入間郡越生町大字上野1115番地　上野住宅３号棟104
債務者　白石　景子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８号
三重県伊勢市大世古４丁目６番55号
債務者　森　　伸二
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第９号
三重県伊勢市大湊町1222番地117
債務者　小澤　仁美
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第６号
愛媛県大洲市長浜甲492番地
債務者　鈴木　忠喜
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時20分
松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止

平成９年（フ）第３１５０号
大阪市天王寺区上汐３丁目２番23号
破産者　イオ株式会社
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５０８号
愛知県一宮市北今字苗代一ノ切68番地２北今宿舎１棟406号
破産者　村上　義廣
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９号
大分県佐伯市弥生大字大坂本1445番地４、住民票上の住所大分県佐伯市上浦大字浅海井浦3518番地１
破産者　西本　國治
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第１０４号
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原462番地１、破産手続開始時の住所埼玉県児玉郡上里町大字神保原町416番地２
破産者　山口　　哲
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１４７号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町934番地９
破産者　飯島　浩明
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成１９年（フ）第１３４０号
名古屋市西区比良３丁目506番地　エストウペンダ102号
破産者　前田美津子（開始決定時の氏名眞野美津子）
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部